

## 諮問第 18 号の諮問趣旨について

東京では、地球温暖化と都市の温暖化ともいうべきヒートアイランド現象という「2つの温暖化」が深刻化している。この「2つの温暖化」の進行は、エネルギー消費量の増大と熱汚染の拡大という悪循環を招いており、まさに、現代都市文明の弊害を象徴的に現している。

東京のCO<sub>2</sub>排出量は、1990（平成2）年度から2000（平成12）年度の10年間で約9%増加している。2010（平成22）年度には、1990（平成2）年度比でおおむね15%程度増加する見込みであり、東京都環境基本計画で定めた1990（平成2）年度比6%削減を達成するためには、温暖化対策は、一刻の猶予も許されない段階に来ている。

こうしたことから、都は、国の温暖化対策強化を待つことなく、地域特性に応じた対策を講ずることで、東京を環境配慮が内在化された持続可能な都市へとつくりかえていく必要がある。そのためには、ひとり都だけでなく、都民、NGO、企業等との連携が不可欠であり、協働作業を通じて、この東京から温暖化阻止の大きな流れを作っていくことが重要である。

そこで、地域特性を踏まえた実効性ある温暖化対策について、専門的・技術的観点からご審議いただきたく、以下の観点から、東京都環境審議会に諮問するものである。

### 1 大規模事業所における温暖化対策の強化について

オフィス等大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出量削減に向けた実効性あるしくみづくり

オフィス等大規模事業所を含む業務部門のCO<sub>2</sub>排出量は、1990（平成2）年度から2000（平成12）年度の10年間で約2割増加している。都は、2002（平成14）年4月、地球温暖化対策計画書制度を導入したが、同年夏までに取りまとめた速報値によると、同計画書の対象となる大規模事業所における今後3年間の排出削減率は、平均約2%にとどまり、事業者の自主的な取組だけでは、CO<sub>2</sub>の大幅な削減は非常に困難であることが明らかとなった。

そこで、一定規模以上の事業所に対し、数値目標を定めたCO<sub>2</sub>排出削減義務の導入を検討する場合の基本的な考え方（対象事業所、削減義務量、実効性の担保措置等）を整理するとともに、積極的に温暖化対策に取り組んだ事業者が社会経済的に評価されるしくみや削減目標達成のための補完的措置についても検討を行い、東京の地域特性を踏まえた制度設計を進める必要がある。

## 2 新築建築物に対する温暖化対策の強化について

新築建築物に対する、より高い省エネルギー性能の達成策

東京は、高度成長期前後に建設された建築物の更新期を迎えており、これからの時期は、大規模建築物の省エネルギー化を図る絶好のチャンスである。

都は、2002（平成14）年6月、建築物環境計画書制度を導入したが、東京を持続可能な都市へとつくりかえていくためには、現行制度の強化等により、大規模な新築建築物等に対する省エネルギー性能の強化や自然エネルギー利用の義務付けを検討する必要がある。

## 3 家庭における温暖化対策の強化について

消費者が省エネルギー型製品を選択するよう誘導する実効性あるしくみづくり（省エネラベル表示等の制度化）

家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量は、世帯数の増加、1世帯当りの保有数の増加、家電製品の大型化等により増加している。従来、家庭部門対策としては、省エネルギーへの配慮を呼びかける等普及啓発が中心であり、なかなか行動に結びついていないのが現状である。

今後、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量を抑制していくため、省エネラベル表示等の制度化など都民が省エネルギー型製品を容易に選択でき、省エネルギー型のライフスタイルへ誘導する実効性あるしくみを検討する必要がある。